

総務課長（文書管理者）と総務部長が数社の新聞社を含むマスコミに対して、虚偽の情報を伝えた事により江戸川区民である開示請求人らの名誉を著しく損なった悪質な行為について、地方自治法第100条委員会と特別委員会による厳重な処罰を求める陳情

（議会運営委員会付託）

受理番号 第71号

受理年月日 平成28年11月25日

付託年月日 平成28年12月 2日

陳情者
.

陳情原文 現在、江戸川区に対して開示請求を行っていた開示請求人らが新聞社を含む数社に対して、事実確認の調査を行った（現在も調査中）調査内容によれば、上記の職員らが開示請求人に対する情報公開改正に関する取材の為、本事件についての当事者である開示請求人をあきらかにすることを強く求めたにもかかわらず、個人情報である事を理由に取材させないにしておきながら、事実と異なる情報を新聞社数社に喧伝し、開示請求人の名誉を棄損する内容を喧伝させた。

現在、本件においては複数の法律事務所に今後の対応について検討がなされているところではありますが、このような越権行為と不法行為を行った職員らに対して、江戸川区議会においての地方自治法に基づく調査のうえ、厳格な処罰を求めます。以前より総務課文書係においては、情報公開に関する複数の事件が江戸川区議会に陳情されているにもかかわらず、碌な審査も成されていないのが実態であります。

よって、本件においては総務委員会にも重大な責任が存在するとも思料致しますので、地方自治法に基づく100条委員会の設置及び特別委員会の設置において、事実確認の調査とその対処の履行を強く求め、下記のとおり陳情いたします。

記

総務課職員らのマスコミに対する虚偽の対応により、報道された事実関係について、上記委員会等において事実の調査と処罰の検討を強く求めます。